

## 審議会名：大阪府地方港湾審議会

(令和6年6月20日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由	備考
井内 摂男	イウチ セツオ	大阪商工会議所 専務理事	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(関係経済団体)として選任。	
市来 隼	イチキ ハヤト	大阪府議会議員	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。	
大内 聡	オオウチ サトシ	大阪税関長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(税関)の職員として選任。	
岡 修	オカ オサム	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(水産関係者)として選任。	
垣見 大志朗	カキミ ダイシロウ	大阪府議会議員	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。	
黒坂 則子	クロサカ ノリコ	同志社大学 教授	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。	
毛海 千佳子	ケウミ チカコ	近畿大学 准教授	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。	
小嶋 敏弘	コジマ トシヒロ	大阪港湾労働組合協議会 議長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(関係労働団体)として選任。	
佐藤 宗昭	サトウ ムネアキ	全日本海員組合大阪支部 支部長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(関係労働団体)として選任。	
鯛 和久	タイ カズヒサ	岸和田海上保安署長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(海上保安官署)の職員として選任。	
竹林 幹雄	タケバヤシ ミキオ	神戸大学大学院 教授	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。	
中川 あきひと	ナカガワ アキヒト	大阪府議会議員	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。	
永野 耕平	ナガノ コウヘイ	岸和田市長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第4号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、地元市町村を代表する関係市町長として選任。	
西 豊樹	ニシ トヨキ	大阪港運協会 会長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(港湾運送事業者)として選任。	
長谷川 朋弘	ハセガワ トモヒロ	近畿地方整備局長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(地方整備局)の職員として選任。	
日笠 弥三郎	ヒカサ ヤサブロウ	近畿運輸局長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(地方運輸局)の職員として選任。	
福西 康人	フクニシ ヤスヒト	大阪倉庫協会 副会長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(倉庫業者)として選任。	
紅谷 昇平	ベニヤ ショウヘイ	兵庫県立大学大学院 准教授	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。	
前田 将臣	マエダ ノブミ	大阪府議会議員	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。	
増子 祐司	マシコ ユウジ	大阪船主会 副会長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(船会社)として選任。	
松尾 俊彦	マツオ トシヒコ	大阪商業大学 教授	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。	
南出 賢一	ミナミデ ケンイチ	泉大津市長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第4号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、地元市町村を代表する関係市町長として選任。	
宮本 勝通	ミヤモト カツユキ	大阪海上保安監部長	大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(海上保安官署)の職員として選任。	(五十音順)